

観参第1058号  
令和2年2月12日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）  
（公印省略）

新型コロナウイルスに関する外務省スポット情報の発出について

新型コロナウイルスによる感染症は引き続き拡大しており、中国では湖北省全域での公共交通機関の停止や駅・空港の閉鎖等につき、各地において交通規制や外出制限が行われています。

加えて、日系航空会社を含む各国の航空会社も相次いで中国との航空便の運休・減便を発表しており、現地在留邦人及び海外渡航者の方の移動に大きな影響が出ることが見込まれます。

外務省は、12日、湖北省に加え、本邦への上陸の申請日前14日以内に浙江省における滞在歴がある外国人等についても、特段の事情がない限り、入国を制限することとし、在中国在留邦人及び海外渡航者に対し、上記を踏まえ、また今後、その他の中国各地においても状況が急激に悪化する可能性も念頭に、情報収集等に万全を期すとともに、日本への早期の一時帰国や中国への渡航延期を至急御検討するようスポット情報を発出しております。

つきましては、当該地域や新型コロナウイルスに関する最新の関連情報を常に入手し、同国へ渡航する場合には特別な注意を払い、万全の安全対策を徹底するとともに、引き続き企画旅行の実施の可否について中止を念頭に慎重な判断を行うとともに、手配旅行についても、旅行者に対し、外務省の危険情報または感染危険情報を書面交付し、中止を念頭に慎重な判断を行うことを働きかけるよう、貴都道府県知事登録の旅行業者等に対し、周知徹底をお願い申し上げます。

なお、旅行業協会には別添により、周知協力依頼を行っております。

<参考>

○外務省海外安全ホームページ

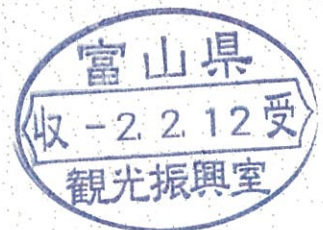
<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○企画旅行の実施における外務省海外安全情報への対応と考え方

[http://www.jata-net.or.jp/membership/info-overseas/pdf/150805\\_mofanzn.pdf](http://www.jata-net.or.jp/membership/info-overseas/pdf/150805_mofanzn.pdf)

○法務省新型コロナウイルス感染症に関する情報

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>



国・地域別 目的別

[ホーム](#) [海外安全情報](#) [海外旅行](#) [海外出張／ビジネス](#) [海外留学／海外修学旅行](#) [海外生活](#)[ホーム](#) > [スポット情報詳細](#)

## スポット情報

本情報は2020年02月12日（日本時間）現在有効です。

## 中国における新型コロナウイルスに関する注意喚起（その10）（早期の一時帰国や中国への渡航延期を至急ご検討ください。）

2020年02月12日

中国にお住まいの皆様及び渡航中又は渡航予定の皆様へ

1 新型コロナウイルスによる感染症は引き続き拡大しており、中国では、湖北省全域での公共交通機関の停止や駅・空港の閉鎖等につき、各地において交通規制や外出制限が行われています。

2 加えて、日系航空会社を含む各国の航空会社も相次いで中国との航空便の運休・減便を発表しており、現地在留邦人及び海外渡航者の方の移動に大きな影響が出るが見込まれます。

3 浙江省においては、感染者数が1000人を超え、また1万人当たりの感染者数も0.2人に近接し、湖北省に次ぐ水準になっています。また、浙江省政府は、同省南東部を中心に、以下の地域において感染のリスクが高くなっていることを発表しています。これらの地域においては、人の移動などに対して今後さらに厳しい規制措置が講じられる可能性があるほか、他の地域よりも感染拡大の封じ込めに時間を要することが懸念されます。

（参考）浙江省政府による感染リスク評価

【リスクが高い】温州市（乐清）

【リスクが比較的高い】温州市（鹿城、瑞安、瓯海、永嘉、平陽、泰順）、寧波市（海曙、慈溪）、台州市（温岭）、杭州市（余杭、江干、桐廬）

4 以上の状況等も踏まえ、我が国は本12日、本邦への上陸の申請日前14日以内に浙江省における滞在歴がある外国人等についても、特段の事情がない限り、入国を制限することとしました（すでに湖北省について同様の措置を実施中）。

5 在中国在留邦人及び海外渡航者におかれましては、上記を踏まえ、また今後、その他の中国各地においても状況が急激に悪化する可能性も念頭に、情報収集等に万全を期すとともに、日本への早期の一時帰国や中国への渡航延期を至急御検討ください。

（問い合わせ窓口）

○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関2-2-1

電話：（代表）03-3580-3311（内線）2902、2903

（外務省関連課室連絡先）

○外務省領事局政策課（海外医療情報）

電話：（代表）03-3580-3311（内線）4475

○海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

（PC版・スマートフォン版）

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>

（モバイル版）

（現地在外公館連絡先）

○在中国日本国大使館

住所：100600 北京市朝陽区亮馬橋東街1号

Tel：010-8531-9800（代表）

大使館ホームページ:

[https://www.cn.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.cn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

戻る

[法的事項](#) | [プライバシー・ポリシー](#) | [ご意見・ご感想](#)

Copyright © 2018 Ministry of Foreign Affairs of Japan

外務省 〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1 [地図](#) 電話（代表）03-3580-3311 法人番号 9000012040001

